

千歳小学校PTA会則

第1章 名称

第1条 この会は、千歳小学校PTAと称し、その事務所を世田谷区立千歳小学校に置く。

第2章 目的および活動

第2条 この会は次の目的を持つ。

(1) 学校教育に協力し、児童の福祉を増進すること。(2) 会員の教養を高め、親睦を図ること。

第3条 この会は、前条の目的を遂げるために、次の活動をする。

- (1) 児童の福祉健康に関すること。
- (2) 児童の生活補導に関すること。
- (3) 会員の修養親睦に関すること。
- (4) その他、教育上必要と認められること。

第3章 会員

第4条 この会の会員となることができる者は、千歳小学校児童の保護者、および千歳小学校教員とする。

第4章 役員および会計監査

第5条 この会は、次の役員を置く。

会 長1名 (保護者) 副会長5名 (保護者4名・副校長1名) 書 記3名 (保護者2名・教員1名)
会 計3名 (保護者2名・教員1名) 世小P当番校等の場合は必要に応じて、人数を増やすことができる。

第6条 役員の任務は、次の通りとする。

- (1) 会長はこの会を代表し、会務の運営にあたる。
- (2) 副会長は会長の補佐および外部団体との連絡・協議の任にあたる。
- (3) 書記は庶務をつかさどり、総会および運営委員会の通知および記録に務める。
- (4) 会計はこの会の全ての収入・支出を正確に記録し、総会の都度、収入・支出を報告し、定期総会においては、会計監査を経た決算報告をする。
- (5) 校長は学校を代表し、各会議に随時出席する。

第7条 この会に会計監査を2名置く。会計監査は、年度内に必要に応じて会計を監査し、その結果を定期総会に報告する。

第5章 役員・会計監査等の選出および任期

第8条 役員・会計監査・校外正副委員長・運動会正副委員長・ぱる正副委員長の選出は、指名委員会をつくり、会員中より候補者をあげて審査し、指名委員の無記名投票過半数により、本人の同意を得た上、毎年3月に定期総会を開いて承認を得る。ただし、指名委員は、会計監査・役員等の候補者とならない。

第9条 指名委員は次の委員により構成され、その氏名は全会員に発表しなければならない。この委員会は役員決定後、解散する。

(1) 保護者 6名 (運営委員より、各学年1名選出。ただし、役員は除く) (2) 教員 2名 (教員より選出)

第10条 指名委員会は委員の互選で、委員長1名、副委員長3名を選出する。ただし、1名の副委員長は教員となる。

第11条 教員の役員は学校に一任する。

第12条 この会の役員の任期は、1ヶ年とする。ただし、再任の場合は、1ヶ年を原則とする。

第6章 組織

第1節 会議

第13条 この会の会議は次の通りとする。

(1) 定期総会 (2) 臨時総会 (3) 役員会 (4) 運営委員会 (5) 各委員会 (6) 学級会

第2節 総会

第14条 総会はこの会の最高議決機関であり、定期総会と臨時総会とに分けられる。定期総会は毎年度始めと毎年度末に開き、臨時総会は必要に応じて開くことができる。

第15条 定期総会には次の事項が行われる。

- (1) 前年度の決算の承認
- (2) 新役員の承認
- (3) 会計監査の承認
- (4) 各委員会の委員長および委員の紹介
- (5) 新年度の活動計画および予算の決定
- (6) その他

第16条 総会の日時・場所・および議題は、5日前までに全会員に通知する。

第17条 総会の成立は全会員の5分の1以上（書面・ウェブ媒体を含む）として委任状を認める。議決は行使された議決権の過半数（書面・ウェブ媒体を含む）の同意を必要とする。

第3節 役員会

第18条 役員会は必要と思われる事項について、随時開くものとする。

第4節 運営委員会

第19条 運営委員会は総会につぐ議決機関で、校長・副校長・この会の役員・会計監査・各委員会の正副委員長・班長（該当委員会のみ）学級委員・各同好会代表によって構成される。

第20条 運営委員会はこの会の運営に必要な事項を審議し処理する。

第21条 運営委員会は会長が必要と認めたとき、または構成員の2分の1以上の要求があったとき開くものとする。

第22条 運営委員会は委員の2/3以上（書面・ウェブ媒体を含む）によって成立し、議決は行使された議決権の過半数（書面・ウェブ媒体を含む）の同意を必要とする。

第5節 委員会

第23条 この会の活動のために、実行機関として次の委員会を置く。

- (1) 校外委員会 児童の校外活動に関する事項
- (2) 文化・研修委員会 会員の文化教養、親睦に関する事項、子育てに関して教員と保護者、相互の学び合いに関する事項
- (3) 広報委員会 広報活動に関する事項
- (4) 卒業対策委員会 卒業に関する事項
- (5) ワールドルームけやき委員会 帰国児童・外国籍児童のための帰国適応学級に関する事項
- (6) その他

第24条 各委員会は、保護者より選ばれた委員と、教員（1名）により構成される、各委員会の人数・構成は、別途定める。

第25条 各委員会は、委員の互選で委員長（1名）・副委員長・班長（該当委員会のみ）を選任する。ただし、副委員長のうち1名は教員がなる。

第26条 各委員会の委員長・副委員長・班長の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

第6節 学級会

第27条 学級会は学級に属する全会員と、学級担任教員とによって構成される。

第28条 学級会は互選によって学級委員（2名）・各委員を選出する。

第29条 学級会はPTA活動の基盤として、教育について意見を交換し合い、理解を深め、学級経営に協力する。

第7章 会計

第30条 この会の経費は、会費およびその他収入で賄う。

第31条 会員は総会で決められた会費を納めるものとする。

第32条 この会の会計年度は4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

第8章 雑則

第33条 役員および委員に欠員を生じた場合は、運営委員会の承認を経て、必要に応じて補充する。ただし、任期は残任期間とする。

第34条 会則を変更する場合は、総会において、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。ただし、改正案の提出については、総会の5日前までにその内容を全会員に通知しておかなければならない。

第35条 地震、豪雨等の天災、火災、ストライキ、疫病、または暴動その他の事態により、総会または運営委員会を開催することができず、やむを得ない必要があるときは、次の対応をとることができる。

- (1) 役員会は、総会を開催することが現実的に可能となるまで、定期総会の開催を延期する決定、または、総会を書面にて開催する決定をすることができる。
- (2) 役員会および運営委員会は、総会を開催することが現実的に可能となるまでの間、必要に応じて、学校と話し合い了承を得て、会則その他この会の規定とは異なる運用を行うことができる。ただし、当該運用は臨時のものであって、会則を変更することはできず、会則を変更するには、総会の開催が現実的に可能となった時点において、第34条による決議を経なければならない。また、当該総会決議までの期間に行われた運用について、反対意見が出され、その議題が第16条および第17条に規定する手続きを経て総会で議決された場合は、当該緊急時の運用は、総会決議の時点で将来に向かって効力を失う。
- (3) 役員会は、運営委員会を開催することが現実的に可能となるまでの間、運営委員会に代わり、この会の運営に必要な事項を審議し、処理することができる。ただし、当該処理について、その後の運営委員会において反対意見が出た場合は、話し合い、解決するものとする。
- (4) 会計は、新年度の予算が総会で承認される前であっても、総会の開催が可能となり予算が承認されるまでの間、この会の運営に必要な会費の運用を行う。当該会費の運用は、予算または決算に反映し、その後に開催された総会において承認を得る。
- (5) 役員は、任期終了後も、新役員が職務を行うことが可能になるまで、引き続き職務を行うことができる。

- 付則 第1条 この会則は、昭和42年7月18日より実施する。
- 第2条 会則の第36条から第42条を削除し、平成12年4月1日より実施する。
- 第3条 役員・会計監査の選出に関する条項（第5章、第8条）の一部を改正し、平成14年4月1日より実施する。
- 第4条 役員・会計監査の選出に関する条項（第5章、第8条）、指名委員会に関する条項（第5章、第10条）、委員会に関する条項（第6章、第5節、第23条）の一部を改正し、平成15年4月1日より実施する。
- 第5条 役員および会計監査の選出に関する条項（第4章、第5条）、役員・会計監査の選出に関する条項（第5章、第8条・第11条）の一部を改正し、平成16年4月1日より実施する。
- 第6条 組織に関する条項（第6章、第5節、第23条）の一部を改正し、平成21年4月1日より実施する。
- 第7条 組織に関する条項（第6章、第5節、第23条）の一部を改正し、平成22年4月1日より実施する。
- 第8条 組織に関する条項（第6章、第4節、第19条）、組織に関する条項（第6章、第5節、第23条）の一部を改正し、平成23年4月1日より実施する。
- 第9条 組織に関する条項（第6章、第5節、第23条）の一部を改正し、平成24年4月1日より実施する。
- 第10条 役員・会計監査の選出に関する条項（第5章、第8条）の一部を改正し、平成25年4月1日より実施する。
- 第11条 役員・会計監査の選出に関する条項（第5章、第8条）、組織に関する条項（第6章、第5節、第23条）の一部を改正し、平成26年4月1日より実施する。
- 第12条 役員・会計監査の選出に関する条項（第5章、第8条）、組織に関する条項（第6章、第4節、第22条）の一部を改正し、平成27年4月1日より実施する。
- 第13条 組織に関する条項（第6章、第5節、第24条）の一部を改正し、平成30年4月1日より実施する。
- 第14条 会員に関する条項（第3章、第4条）の一部を改正し、平成31年4月1日より実施する。
- 第15条 (1) 組織に関する条項（第6章、第2節、第15条）、組織に関する条項（第6章、第5節、第23条）、および役員等の欠員に関する条項（第8章、第33条）の一部を改正する。
(2) 第8章の表題を「雑則」とし、従前の第35条～第55条を「付則」として条文番号を改める。
(3) 緊急時の対応に関する条項（第8章、第35条）を新設する。
(4) 本条の改正は、令和3年4月1日より実施する。
- 第16条 組織に関する条項（第6章、第2節、第17条）および（第6章、第4節、第22条）の一部を改正し、令和4年4月1日より実施する。
- 第17条 組織に関する条項（第6章、第4節、第19条）および（第6章、第5節、第23条、第25条、第26条）の一部を改正し、令和7年4月1日より実施する。
(※会則は、毎年見直しされています。)